

「コンテンツNFT」の法的整理

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

弁護士 長瀬威志

弁護士 井上乾介

2021年11月11日

2022年3月25日追記: 本資料はJCBA・NFTガイドライン改訂の議論用資料であり、正式な法律意見書ではありません。

1. 「コンテンツNFT」の法的整理

■ 「コンテンツNFT」

- 「デジタルコンテンツ」と「NFT」をURIとコンテンツのメタデータを通じて結合したもの
 - 「デジタルコンテンツ」
 - ブロックチェーン外のサーバーに保存されている画像や動画、音楽などいわゆる「コンテンツ」のデジタルデータ
 - 「NFT」
 - ブロックチェーン上のデジタルトークン

1. 「コンテンツNFT」の法的整理

■ 「コンテンツNFT」の法的位置づけ（民法）

- 民法上の「所有権」は所有「物」を使用・収益・処分する排他的権利である（民法206条）。
 - 民法上の「物」は、有体物をいう（民法85条）。
- 「コンテンツNFT」を構成する「NFT」「コンテンツ」はいずれもデジタルデータ又はデジタルトークンという無体物である。
 - 「NFT」「コンテンツ」は、いずれも民法上の「所有権」の対象にはならない。

1. 「コンテンツNFT」の法的整理

■ 「コンテンツNFT」の法的位置づけ（著作権法）

- 著作権法は、思想感情の「創作的表現」を「著作物」として「著作権」で保護している。
 - 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（著作権法2条1項）。
- 「NFT」は単なるデータであつて「創作的表現」ではない。
 - 「NFT」に「著作権」は発生しない。
- 「コンテンツ」は、多くの場合「創作的表現」に該当する。
 - 「コンテンツ」に譲渡可能な財産権である「著作権」が発生する。
 - では「コンテンツNFT」の取引は「著作権」の取引か？

1. 「コンテンツNFT」の法的整理

■ 「コンテンツNFT」の法的位置づけ（著作権法）

- 「著作権」とは、創作的表現である「著作物」を、複製、翻案等著作権法が定める方法で利用する（法定利用行為）を独占する権利
- しかし「著作権」は、あくまで法定利用行為を独占的に行うことができる権利に過ぎない。例えば、コンテンツを視聴する行為は法定利用行為ではないため、「著作権」の独占対象ではない。
- 他方で、「コンテンツNFT」で想定される最も基本的な利用方法は「コンテンツ」を視聴するという「著作権」の独占範囲外の利用方法である。
- そうすると「コンテンツNFT」の取引は「コンテンツ」の「著作権」の取引であるとはいえない。
- 「コンテンツNFT」の取引は「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」の取引と理解することが実態に適合する。

1. 「コンテンツNFT」の法的整理

■ 「コンテンツNFT」の「保有」（民法／著作権法）

● 民法

- 「所有権」は、所有する「物」を使用・収益・処分する排他的権利である（民法206条）。
- 「NFT」「コンテンツ」はいずれも「物」ではないので、「コンテンツNFT」の「保有」は「所有権」には結びつかない。

● 著作権法

- 「著作権」は「著作物」の法定利用行為の独占権だが「コンテンツNFT」の最も基本的な利用方法は「著作権」の独占範囲外
- 「コンテンツNFT」の「保有」とは「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」を意味する。
 - 「保有」の具体的内容は利用許諾条件によって変わる。

1. 「コンテンツNFT」の法的整理

■ 「コンテンツNFT」の「譲渡」（民法／著作権法）

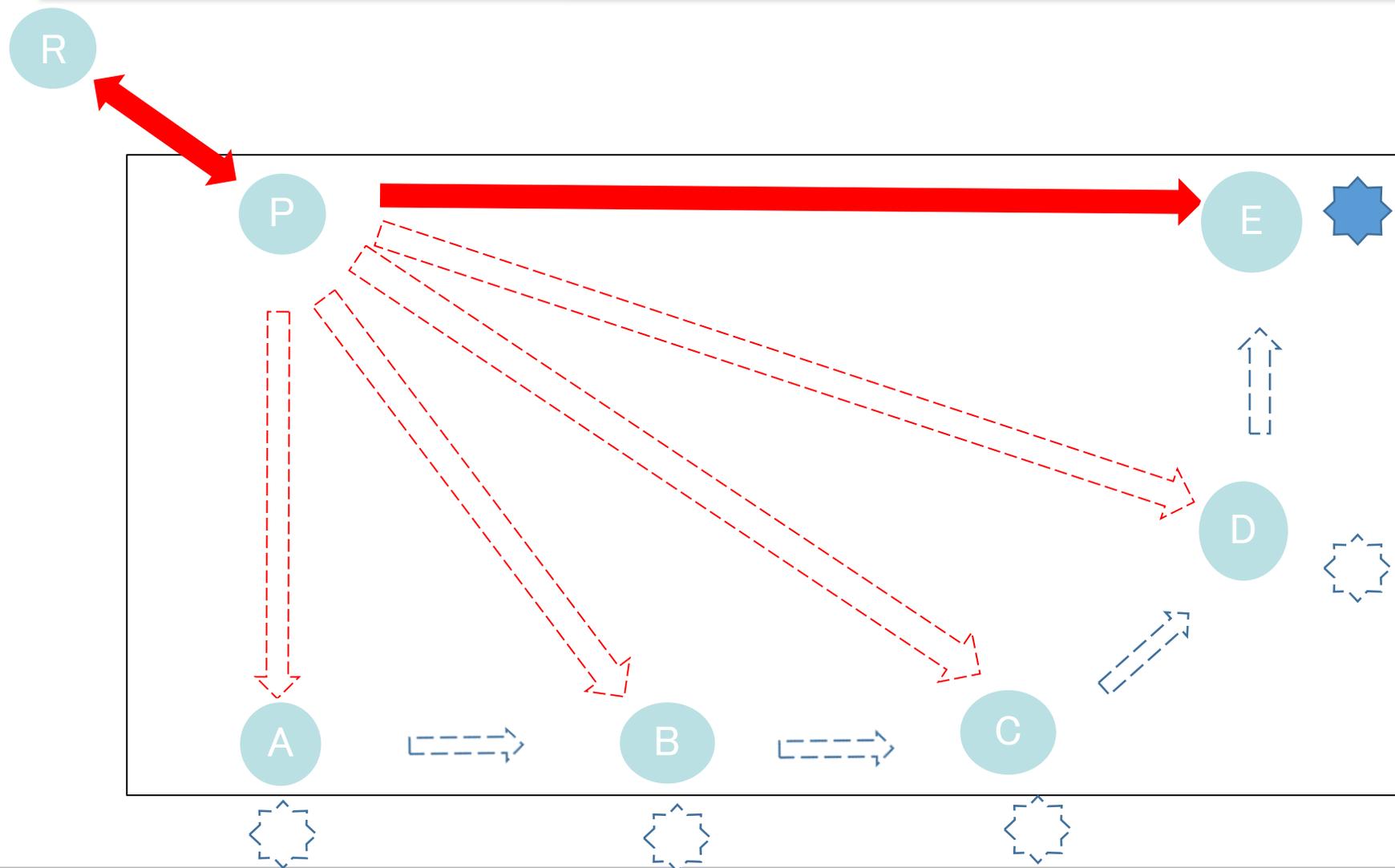
- 民法／著作権法
 - 「著作権」の譲渡
 - 「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」の譲渡
 - 同一性を保ったまま、譲渡人から譲受人に移転する「契約上の地位の移転」
 - 「コンテンツNFT」の「保有」を条件とする「コンテンツ」の利用許諾
 - ◆ 譲渡人の利用許諾は自動的に消滅し、譲受人の利用許諾が自動的に成立する

2. 「コンテンツNFT」の法的課題

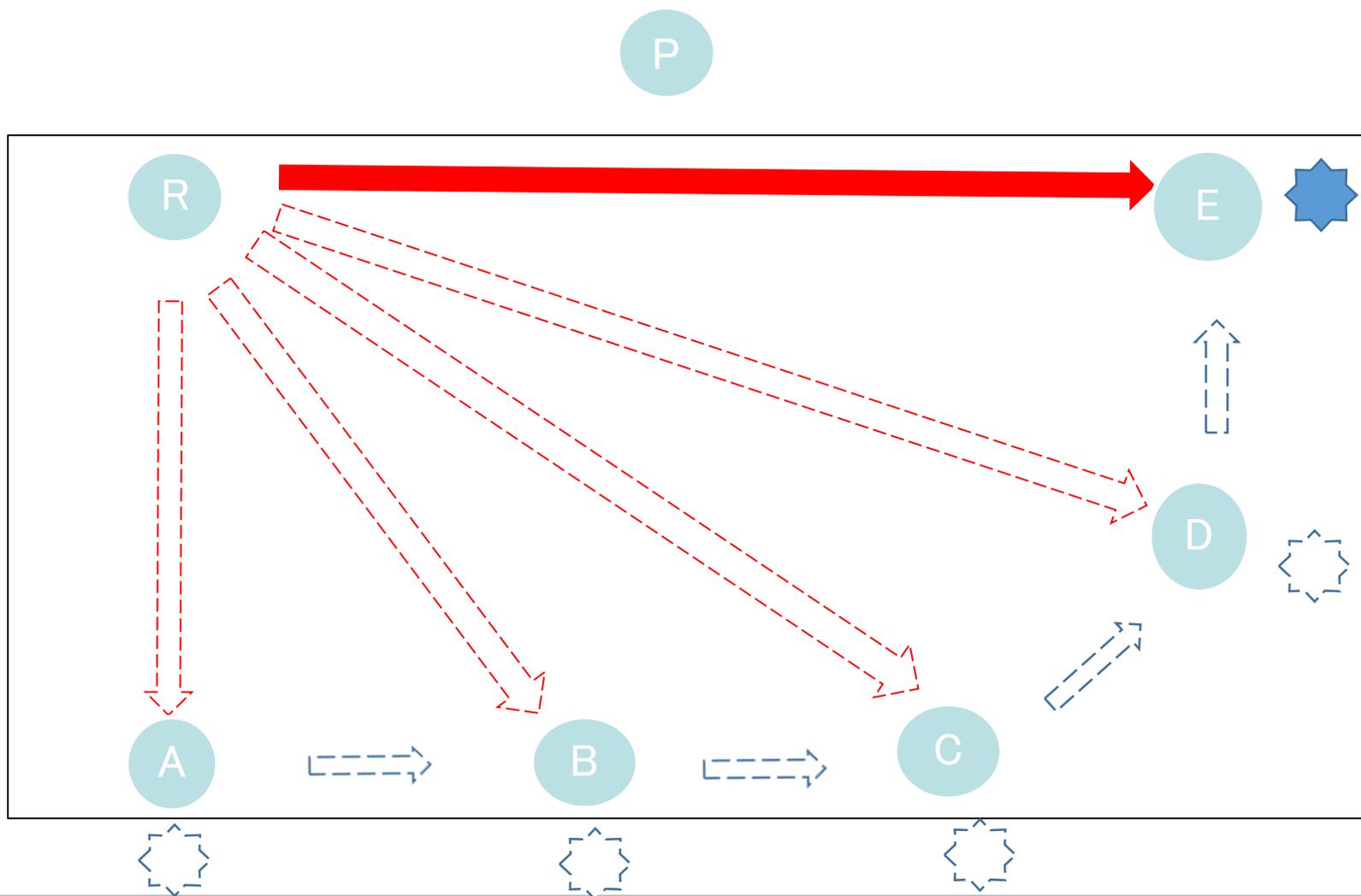
■ 民法・著作権法から見た「コンテンツNFT」の課題

- 「コンテンツNFT」の「保有」「譲渡」
 - 「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」の「保有」「譲渡」を意味する
- しかし、「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」を「保有」することの意味内容や「譲渡」のルールは、民法や著作権法からは導き出せない。
- 関係当事者間の合意で調整を図るため「コンテンツNFTプラットフォーム」を構築する必要がある。
 - 「コンテンツ」利用許諾契約
 - 「コンテンツNFT」の内容を決定
 - 「コンテンツNFTプラットフォーム」利用規約
 - 「コンテンツNFT」の取引ルールを決定

3. 「コンテンツNFT」の法的課題の解決方法



3. 「コンテンツNFT」の法的課題の解決方法



3. 「コンテンツNFT」の法的課題の解決方法

■ 「コンテンツNFTプラットフォーム」の構築

● 「コンテンツ」利用許諾契約

- 考慮すべきポイント
 - 「誰に」利用許諾をするのか？
 - ◆ プラットフォーム事業者か？
 - ◆ 「コンテンツNFT」の保有者か？
 - 「何を」利用許諾をするのか？
 - ◆ 公衆送信権等の著作権？
 - ◆ 視聴（アクセス）権？展示権？
 - 「コンテンツ」のどのような利用を認めるか？
 - ◆ 個人利用、個人利用に準じた利用にとどめるか？
 - ◆ 一定の商業的利用まで認めるか？

3. 「コンテンツNFT」の法的課題の解決方法

■ 「コンテンツNFTプラットフォーム」の構築

● 「コンテンツ」利用許諾契約

・ 考慮すべきポイント

- どのように安定的な二次流通を確保するのか？
 - ◆ 利用条件をどうやって承継するか？
 - ◆ 利用条件の遵守をどのように確保するか？
- どのように対価を設定するか？
 - ◆ 一括定額方式とするか、印税方式とするか？
 - ◆ 二次流通にもロイヤリティやプラットフォーム利用料を設定するか？
 - ◆ どのように回収するか？

3. 「コンテンツNFT」の法的課題の解決方法

■ 「コンテンツNFTプラットフォーム」の構築

● 「コンテンツNFTプラットフォーム」利用規約

● 考慮すべきポイント

- どのような「コンテンツNFT」取引リスクがあるか？
 - ◆ 「無権限コンテンツNFT」にどのように対応するか？
 - ◆ 「侵害コンテンツNFT」にどのように対応するか？
 - ◆ ブロックチェーン外の「コンテンツ」の複製や翻案にはどのように対応するか？
 - ◆ ブロックチェーン外での「NFT」の二重譲渡にはどのように対応するか？

3. 「コンテンツNFT」の法的課題の解決方法

■ 「コンテンツNFTプラットフォーム」の構築

● 「コンテンツNFTプラットフォーム」利用規約

● 考慮すべきポイント

- 「コンテンツNFTプラットフォーム」自体のリスクにどう対応するか？
 - ◆ プラットフォーム運営者が事業停止・消滅した場合はどうなるか？
 - ◆ 「コンテンツNFT」の権利者が著作権を譲渡した場合にはどうなるか？
 - ◆ 他の「コンテンツNFTプラットフォーム」との互換性は どうやって確保するのか？